

業 務 再 点 検 結 果 報 告

部署名	門司植物防疫所福岡支所伊万里出張所
部署の業務内容	輸出入される植物等の検疫、種馬鈴しょ等の国内検査

項 目			対応は 十分か	点 検 結 果 の 概 要
基本的 な視点	総論	消費者、生産者、事業者など多様な国民各層からみて、丁寧・誠実・親切な対応がなされるよう、部署内の業務において何らかの取組を行っているか。	○	過去に当所では照会者への対応で誤解を招いた事例もあることから、来訪者への対応、電話等による外部からの照会等については、言葉遣いに注意し、丁寧・誠実・親切、かつ、迅速に対応するよう努めている。特に、植物の輸出入に関する照会の場合、口頭だけでの説明では不十分な場合もあることから、参考となる資料をFAX等で送付するなど照会者の理解が得られるよう心がけている。また、庁舎に入居する機関(税関等)と定期的な会合の場を設け、関係官署との情報の共有化及び各種の情報収集が出来る体制を整えている。なお、取組みに関する評価についての国民からの意見等は、直接当所には寄せられていない。
		国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	－	
	苦情、 要請等 への対応	国民からの苦情、要請、内部告発、その他の情報提供について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	×	該当する事例はなし。
		苦情、要請、内部告発を受けた場合の対応の方法はルール化されているか。	○	現在ルール化が進められているが、これに関係なく、該当する事例があれば上部機関と連携し、迅速に対応することとしているが、事例はない。
		そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	×	寄せられていない。
		対応がルール化されていない場合、国民の苦情、要請への対応が公平になされていると考えられるか。	○	苦情、要請等に関しては、誠意を持って、かつ公平に対応している。
	政策の 目的・ 効果に 関する 説明	国民に政策目的や政策効果の説明を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	規則改正等に対しては、当所は説明会を開催する事例はないが、上部機関が行なう説明会をサポートするための体制作り(個々の照会者への対応)を整えている他、各種のイベントに参加し、植物検疫に対する一般の方々へのPR活動を行なっている。
		政策について国民との意見交換を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	各種のイベントに参加し、この中で一般の方々へのPR活動を行なっている他、県・市等の協力をえて、関係機関が発行する広報誌を利用したPRも行なっている。また、寄せられた質問等については誠意を持って対応している。
		国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	○	苦情・不満は寄せられていないことから、適切な対応が出来ているものと考えている。
		政策目的や政策効果の説明、意見交換の方法、その結果を施策に適切に反映する方法はルール化されているか。	○	植物防疫所ではHPを通じ施策の周知を行なっているほか、出先においても説明できる体制の整備や要請・苦情の対応を行なっており、公平性は保たれていると考えている。
		そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	×	
		ルール化されていない場合、国民全体の視点で見て、業務が公平に遂行されると考えられるか。	○	植物防疫所ではHPを通じ施策の周知を行なっているほか、出先においても説明できる体制の整備や要請・苦情の対応を行なっており、公平性は保たれていると考えている。
		説明会や意見交換会において出された意見について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	×	
	業の振 興と消 費者の 利益	部署内の業務において、特定の分野、団体の指導、監督業務、もしくは特定の分野、団体と深く関係する予算、税制等に該当する事項があるか。	×	病害虫の侵入・蔓延を防止することが検疫の目的であることから、植物類の輸出入には制限があり、かつ、この目的の遂行には相応の負担や手間が伴うことから、植物防疫所と関係者の利益は必ずしも一致しないということを認識した上で業務を行なっている。
		業の振興と消費者の利益が一致しないという認識に立ち、日々業務を行っているか。	○	
		現在の所管の業界の状況からみて消費者と業界の利害が一致しないことがあるか。	○	

項 目			対応は 十分か	点 検 結 果 の 概 要
食の安全業務 についての点検	総論	部署内の業務の中に、食の安全に関連する事項があるか。	○	当所の業務では、食用の野菜類、米等の検査がこれに関係すると思われるが、あくまで病害虫の侵入・万延を防止するという植物検疫の目的で行なっており、間接的に食の安全に関連している。
	業務の見直し	BSE発生後業務の見直しを行ったか。	○	生果実、野菜類の消毒における残留農薬に関する事項（同一薬剤による二重くん蒸の防止、消毒時間の遵守等）に関する所内の体制及び残留農薬を検査するための食品のサンプリングを行なう機関との協力体制を取っている。
		見直した業務について、その後、定期的な検証を行ったか。	○	
		部署内の業務は、国民の健康を守ることが何よりも重要であるという意識を持って行われているといえるか（産業振興サイドに偏っていないといえるか）。	○	植物検疫に関する法令はもちろんのこと、関係する他法令についても遵守し業務を実施している。
		部署内の業務は、国民の健康への悪影響発生の未然防止の観点から行われていると言えるか（問題・事故が発生した後の被害拡大防止に偏っていないか）。	○	植物検疫に関するルールの遵守はもとより、食の安全に関する部分でも定められたルールに従い果たすべき必要な措置は行なっており、これは少なくともこれは未然防止の観点に立ったものと考えている。
		その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているといえるか（根拠のない判断をしていないか）	○	植物検疫に関する部分は基より、他法令であっても関係する部分のルールに従い業務を実施しており、これは科学的な知見や証拠の基づいた業務として捉えている。
		フードチェーンの川下への影響を防ぐ観点からの措置はとられているか。	○	この観点に立って、植物検疫に関するルールの遵守はもとより、食の安全に関する部分でも関係するものは、その定められたルールを遵守している。
		その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われていえるか（根拠のない判断をしていないか）。	○	植物検疫に関するものは基より、他法令であっても関係するものについては、そのルールに従い業務を実施しており、これは科学的な知見や証拠の基づいた業務として捉えている。
		他部署の実施する食の安全業務について、おかしいと思う点があるか。	×	
		おかしいと思う点がある場合、他の部局に対し何らかの働きかけを行っているか。	×	
		第三者（マスコミ、消費者、他省庁等）から、点検対象とした食の安全業務と他の部署（省内、省外を問わず）が行う食の安全業務との連携ができていないと指摘されたことはあるか。	×	
	影響可能性の確認	食の安全に関する業務でないとされているものの中で、食の安全に影響を及ぼす可能性のある業務は本当にはないか。	○	植物検疫の場合、食の安全に係るものは、病害虫が発見された場合の植物に対する農薬による消毒（くん蒸）が考えられるが、基準に従い適切に実施することにより、食の安全は確保されているものとする。

	ご意見の内容		ご意見を踏まえた業務等の見直し・改善状況
農林水産省へお寄せいただいたご意見の業務への反映			
	(植物防疫所に対する意見は寄せられていない。)		